

経営強化計画の履行状況報告書

令和2年12月



目 次

1. はじめに	1
2. 経営改善に係る数値目標の実績	
(1) 収益性を示す指標	2
(2) 業務の効率性を示す指標	2
3. 経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況	3
4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況	
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	24
(2) リスク管理の体制の強化のための方策	24
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策	29
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	30
(5) 情報開示の充実のための方策	31
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	32
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	34
(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	37
6. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況	
(1) 経営管理に係る体制	39
(2) 各種のリスク管理の状況	40

1. はじめに

当組合の主たる営業地域であります山梨県内の経済状況は、年明けとともに始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が抑制され、私どもの主たるお取引先である中小規模事業者や個人事業主の皆様方においても、幅広い業種に、かつて無いほどの甚大な被害を及ぼしております。再び同感染症の拡大の兆しがみられる中、先行きは依然不透明で、景気の下振れリスクに十分な注意が必要な状況にあります。

当組合といたしましては、こうした時にこそ、地域に密着した金融機関として、中小規模事業者及び個人のお客様に対する金融支援に全力を尽くすことが最大の使命と認識しており、まずは急激に売上が減少したことで資金繰りに窮しているお客様に対し、出来るだけ多くのご相談に応じるよう、先数を意識した訪問活動を展開してまいりました。こうした積極的な支援活動を通じて、今まで疎遠となっていた多くのお客様との取引が復活し、新たなお客様との取引も始まりました。今回の資金繰り支援でご融資したお客様には、最後まで確りと寄り添いながら、事業の再生を支援するとともに、アフターコロナを見据えた新たな資金需要にも、地元の金融機関として積極的に応じていき、地域経済の発展に寄与してまいります。

また、当組合では、新しい年度がスタートすると同時に、私たちの経営方針を本業である「融資推進に注力する」こととし、限られた経営資源を融資営業に注ぐため、店舗内店舗への移転による店舗態勢の見直し、準総合職の増員、法人融資課の設置等の組織改革に取り組ましました。

令和2年度上半期の取組みについては、新型コロナウイルスの感染症の拡大という想定外の出来事が発生したものの、不良債権の削減に向けた取組みは、当初の予定を大幅に上回る速度で進捗しており、貸出増強と店舗内店舗への移転等による組織のスリム化を柱とする収益力の強化につきましても、一定の成果を収めることができたと評価しております。

令和2年度は、平成30年度に策定した3カ年計画である「第4次経営強化計画」「経営改革プラン」の最終年度となります。今後も「第4次経営強化計画」の施策の一つひとつを着実に実践し、信用組合の原点に回帰した「足で稼ぐ」営業活動をより一層積極的に展開することで、「経営改革プラン」に掲げた収益力の強化、不良債権の抜本的な削減に向けた取組みを一段と強化し、経営強化計画の達成に向け取組んでまいります。

引き続き、更なる経営基盤の強化に取り組むとともに、恒常的かつ安定的な収益体質を確立し、地域の皆様の「ベストパートナー」として、地域を支え、共に成長・発展する信用組合を目指してまいります。

2. 経営改善に係る数値目標の実績

(1) 収益性を示す指標

【 コア業務純益の改善額 】

(単位：百万円)

	H30/3 月期 (計画始期)	R2/3 月期		R3/3 月期 計画	始期からの 増加額
		計画	実績		
コア業務純益	675	1,469	656	2,003	1,328

※ コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

(2) 業務の効率性を示す指標

【 業務粗利益経費率の改善幅 】

(単位：百万円、%)

	H30/3 月期 (計画始期)	R2/3 月期		R3/3 月期 計画	始期からの 増加額・率
		計画	実績		
経費(機械化関連費用を除く)	3,746	3,149	3,097	3,024	△722
業務粗利益	4,966	5,239	4,348	5,612	646
業務粗利益 経費率(%)	75.43	60.10	71.24	53.88	△21.55

※ 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

※ 機械化関連費用には、アウトソーシング料、事務機器等の減価償却費、保守関連費用等を計上しております。

これらの指標の動向につきましては、令和3年3月期実績を次回に報告する予定です。

(注) 協同組織金融機関は年度決算であることから、これらの計数については、年度計数を報告することとされています(「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」第80条)。

3. 経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況

当組合では、基本方針として相互扶助の精神に基づく“信用組合”としての「原点回帰」を掲げており、この基本方針の実現に向け、お客様にとって一番身近で、地域に密着した信用組合ならではの「足で稼ぐ」営業活動を更に推し進め、地域のお客様に対するきめ細かなサービスの提供、コンサルティング機能の発揮、地場産業の振興や発展へのサポートなど積極的な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、収益力の強化の実現を目指しております。

「第4次経営強化計画」に掲げた計画目標の必達と中小規模事業者の皆様方に対する安定的かつ円滑な資金供給を行い、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮するため、以下の具体的な戦略（基本戦略）を定め、役職員一丸となって取り組んでおります。

基本戦略

- 生産性の向上
- 収益力の強化
- 信用コストの削減
- 人材の活用・ネットワークの強化

『生産性の向上』

(1) ゼロベースからの組織体制の見直し

① 本部組織、店舗戦略の見直し

地域の金融機関として将来的に生き残っていくために、抜本的な見直しが必要であるとの認識のもと、本部組織と店舗戦略の見直しに取り組んでまいりました。

平成30年1月から3月にかけて、個人業務に特化した個人特化店と、フルバンキング機能を備えた統括店を一体で運営するエリア制を8つのエリアに対して導入するとともに、平成30年9月から10月にかけて、新たに5つのエリアに導入し、エリア制の対象店舗を13エリアに拡大し、それに応じた人員配置を実施してまいりました。

また、令和2年1月から3月には、個人特化店5店舗（西・下谷・白根・市川・湯村支店）を、それぞれの統括店への店舗内店舗化を実施しております。

令和2年度においては、4月に貸出推進への取組強化に向け、営業統括部内に新たに法人融資課を設置し、6名の専担職員を配置しております。更に、7月にも2名増員するなど、本部組織の見直しを実施しております。

店舗戦略の見直しについては、6月の総代会での承認を経て、御勅使支店及び白根支店の合同店舗新築移転及び個人特化店10店舗をそれぞれの統括店への店舗内店舗化するとともに、本店内の店舗内店舗である西支店を本店へ統合することいたしました。

令和2年11月までに、9店舗がそれぞれの統括店への店舗内店舗化が完了しており、西支店の本店への統合は令和3年2月、御勅使支店及び白根支店の合同店舗新築移転は令和3年春の完成を予定しております。

なお、平成31年4月に、窓口業務とATMの2つの機能を備えた移動店舗車を導入しておりますが、令和2年度は前述しましたとおり、個人特化店10店舗の店舗内店舗化を実施しており、統括店から遠隔な個人特化店については、統合前及び統合後も定期的に

設置し、臨時窓口や店外ATMとして活用しております。また、台風等による地域停電や災害等の発生時には、現地へ派遣し、被災地や被災店舗における金融支援などに活用してまいります。

今後も、実施してきた施策の効果について、PDCAサイクルによる検証を実施していくとともに、引き続きゼロベースからの視点を持って、組織体制や店舗形態の見直し・再構築、人員の適正化・再配置に取り組み、生産性の更なる向上を図ってまいります。

② 営業戦力の確保

信用組合の原点である「訪問（対面）営業」を徹底するとともに、お客様に対してきめ細かな金融サービスを提供し、他行との差別化を図っていくための営業戦力増強の方策の一つとして、女性職員やベテラン職員の活用推進・戦力化に取り組んでおります。

平成30年4月に人事制度を改正し、準総合職を新設したほか、平成31年4月には、「人事の基本的考え方」を通知し、この中で営業力強化に向けた営業人材重点配置の推進を明示した上で、営業店の営業推進活動を統括する副調査役（営業担当）やこれまでの経験を活かした専任役（営業担当）を配置するとともに、職群変更を選択した女性職員を順次、準総合職群営業係として登用してまいりました。

役職定年や定年を迎えたベテラン職員を営業店に配置し、営業店事務や集金業務、人材育成等を担当することで、営業活動のサポートや営業店長や副支店長等が外訪活動をより展開しやすい体制の構築に取り組み、営業に携わる人員や時間の確保に取り組んでまいりました。

令和2年4月には、融資推進への取り組みをより一層強化するため、従来の営業係・融資係を融資営業係へ改称し、法人融資担当64名、個人ローン担当64名を営業店に配置いたしました。また、準総合職群を選択した女性職員を融資営業係として13名登用し、準総合職の女性営業担当者は計24名となりました。更に、その活動をサポートするため、年金レディとして営業経験のある準総合職1名を営業統括部に配置いたしました。

なお、令和2年度上期は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、制度融資を活用した事業者の資金繰り支援に注力してまいりました。

資金繰り支援が行き渡った、次の局面では、売上回復に向けた本業支援や経営改善支援が重要な役割を担うと考えており、令和2年8月に、アフターコロナを見据えた地域や業種毎の融資増強計画を立案いたしました。これを基に融資増強の取組方針と推進策、取組みの着眼点について営業店に周知するとともに、営業店の特性に則した融資推進活動を実施してまいります。

引き続き、店舗戦略や組織体制、店舗形態の見直しと並行しながら、店質やエリアの状況・特性を踏まえた店舗人員の見直しを行うなど、メリハリのある効果的な人員配置に取り組んでまいります。

③ 営業店ブロック体制の見直し

当組合では、ブロック内職員の結束力を高め、お互いが切磋琢磨する職場環境づくりを目指して、平成22年度より営業店ブロック体制を構築しており、平成30年から取組

みを開始したエリア制の導入や店舗内店舗化などの店舗戦略の見直しに伴い、随時ブロック体制を見直してまいりました。

組合の経営方針や今後の営業戦略については、営業店長のみならず末端の職員まで迅速かつ適切に浸透させる必要があると考えており、年4回の営業戦略会議や全店を対象とした役員及び営業統括部による臨店形式のヒアリングを実施してまいりました。

令和2年4月に営業統括部内に法人融資課を設置し、同年7月までに8名の専任職員を配置したことから、同年4月からは、法人融資課の臨店活動の中で、営業店が抱える課題等の把握に努めており、改善に必要な情報や事項を役員及び所管部に適宜報告し、改善に向けた対応を行っております。

また、法人融資課担当者による事業者訪問の案件情報、営業店の営業態勢強化に向けた改善事項等の報告を基に、担当役員が営業店を臨店し、改善が必要となる事項についての指導を適宜実施しており、営業活動の活性化に取り組んでおります。

なお、平成31年2月から、ヒアリングを通じて得た業績の良い店舗や職員優れた取り組みや好事例等を、各営業店の営業活動に資するよう、全店にフィードバックしております。令和2年度は10月までに、3事例をフィードバックし、累計では10事例となっております。

引き続き、店舗戦略の見直しに応じ、ブロック体制の存続を含めて検討するとともに、法人融資課職員による臨店指導等を実施し、営業活動の活性化に取り組んでまいります。

④ 組織内応援体制の確立

少人数体制での店舗運営を行っていく上で、組織内応援体制の確立は不可欠であり、「職員の相互応援に関する内規」により、営業店の繁忙日等におけるブロック間、営業店間、本部営業店間の応援体制を明確化しております。

令和元年5月に「応援に関する事由（人材育成、コンプライアンス・リスク管理を追加）」を見直したほか、応援要請方法等、店舗実態に沿った組織内応援体制とするため、内規の一部改正を実施しております。

令和2年度は10月までに、前年同月の実績81名を上回る88名（うち本部からの応援80名）の営業店応援を実施しており、店舗戦略の見直しに伴う人員応援を中心にブロック間、営業店間、本部営業店間における応援体制を積極的に活用してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、営業店で妊娠中の職員4名を本部へ異動させるとともに、本部各部から産休取得までの間、応援対応（延べ8名）を実施いたしました。

引き続き、内規に基づいた応援体制を着実に実践すべく、営業店業務をバックアップできる人材の育成と教育、適正な人員配置を實踐し、本部、ブロック、営業店間の人員応援体制を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症のBCP対応にも運用を拡大してまいります。

（2）事務の合理化・効率化

① 事務の合理化・効率化

当組合では、生産性向上に資する施策の立案・実践を目的として組織横断的に「生産

性向上P T」を設置しておりますが、その取組みの一環として、営業店事務の合理化や効率化を図るとともに、印鑑照合システムや融資稟議支援システムなどの導入によるシステム化に取り組んでまいりました。

令和2年度においては、4月からオープン出納機の夜間自動精査を開始するとともに、硬貨現送方法を変更するなどの合理化を実施しました。また、諸届に関する様式の見直しを行うとともに、相続手続きの見直しを検討するなど、事務の合理化・効率化に取り組んでおります。

また、令和3年1月末を目処に情報系基幹システムの仮想化システム及びプライベート・ネットワークの更改を進めており、BCP対策としてのテレワークを想定したネットワークの構築も検討しております。

今後も、渉外支援システムや窓口業務支援システム（窓口用タブレット端末）の導入のほか、相続手続きや届出事項変更等の書式・事務取扱要領の改正などを検討しており、営業店事務の合理化と効率化に取り組んでまいります。

また、本部事務においても、管理や指導から、営業店へのサポートに比重を移し、捻出された時間や人員を営業活動にシフトしていくことで、対面営業の機会を充実させ、より一層の金融サービスの向上に取り組んでまいります。

② IT取組強化

WEB等を活用した各種業務（相談業務含む）の受付、スマートデバイスの導入等、ITを活用したサービスの開発・提供など、お客様の利便性向上に向けて取り組んでまいりました。

令和2年度は、インターネットバンキングのセキュリティ強化に向けた取組みとして、法人・個人事業主向けインターネットバンキングからの振込等取引において、ワンタイムパスワードを必須とするため、ハードウェアトークンを導入することとしたほか、顧客とのコミュニケーション強化の取組みとして、営業店窓口及び渉外支援システム（タブレット）へのテレビ会議システム導入に向け準備を進めており、多様化する顧客相談に対し、営業店窓口及び営業係の顧客訪問時に、営業店役席者または本部専担部署の職員と顧客による深度ある顧客対応の実現に向け導入を進めております。

また、サイバーセキュリティ対策の強化に向けては、令和元年10月に参加した金融庁主催のサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IV）の演習結果を踏まえて、システムベンダー等の外部との連携について、「サイバーセキュリティ対応手順書（コンティンジェンシープラン）」の見直し等を検討するとともに、今年度は内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）主催の令和2年度分野横断的演習に参加を予定するなど、サイバーセキュリティ対策の強化に向けて取り組んでおります。

引き続き、非対面での口座開設を可能とする口座開設アプリの導入、及び電子決済代行業者との連携拡大を検討しており、IoTへの対応、デジタル化の流れに乗り遅れることなく、お客様の利便性向上に向けてITを活用したサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

なお、システム投資による事務の合理化や効率化については、中長期的な投資計画や

予算計画を策定し、検討してまいります。

③ インフラの整備、廃止店舗・遊休不動産の活用

大規模災害等に対する安全面・システム管理面の課題を踏まえた対応として、店舗の改修、建替計画を策定（年度別配付額、改修スケジュール等）し、優先順位をつけた上で、適宜インフラの整備に向けた対応を進めております。

また、これまでに廃止した店舗等が遊休不動産として一部残っており、非効率な状況にあることから、営業店などからの情報提供・紹介等により、売却やコインパーキング化などを進めております。

令和2年度は、建物及び配電設備の老朽化により、懸案事項であった御勅使支店及び櫛形支店の店舗内店舗とした白根支店との合同店舗として、令和3年春の完成を目指して新築移転工事を開始いたしました。

なお、廃止店舗・遊休不動産の処理に関しては、今後も営業店などから情報提供等を募り、買付申出のある店舗は早期売却に向けた交渉を継続するとともに、生産性向上PTにて売却促進の更なる具体案を検討するなど、集中的かつ計画的な活用を進めてまいります。

『収益力の強化』

（1）貸出金利息収入の確保

① 貸出金利回り向上に向けた取組み

ア. 事業者向け貸出の増強

中小規模事業者に対し、事業性評価やローカルベンチマーク等の手法の活用により事業者が抱える課題・問題を掘り起こした上で、課題解決策（ソリューション）を提案し、お取引先との信頼関係を構築・醸成する等、貸出金利のみに拘らない取組みを継続するとともに、お客様の実情に即した信用保証協会や提携ローン商品などの活用を含め、事業者向け貸出の増強と利回りの向上を図っております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、お客様からの資金繰り相談や既存融資の貸付条件変更等、スピード感を持って対応してまいりました。令和2年2月に取扱いを開始した当組合独自の支援策である「新型コロナウイルス感染症被害対策融資」のほか、山梨県・長野県信用保証協会や本年5月に創設された実質無利子・無担保の制度融資を活用し、同感染症の影響を受けているお客様に対する金融支援に積極的に取り組んでまいりました。令和2年3月から10月末までのコロナ関連融資の実行件数・実行金額は1763件、21,757百万円となっており、そのうち5月に創設された実質無利子・無担保融資の保証承諾件数・保証承諾金額は、1519件、18,778百万円となっております。

今後も、同信用保証協会との連携による事業者向け商品の検討・開発を行うなど、小口多数を中心とした融資推進、先数増加に取り組んでいくとともに、営業店と緊密に連絡を取りながら、融資案件の確保や残高増強に取り組んでまいります。

また、令和2年8月に業種別・地域別の融資推進計画を策定し、営業店の特性に応じた融資推進活動を開始しており、アフターコロナを見据えた新たな資金需要にも、地域に密着した金融機関として積極的に取組んでいくことにより、地域経済の発展に寄与してまいります。

イ. 個人向け貸出の増強

訪問営業の徹底や店頭顧客対応の強化等により情報を蓄積し、お客様のニーズを掘り起こすとともに、ニーズに合致した商品の開発・販売に積極的に取組んでおります。

また、職域提携契約先のお客様に対しましては、契約先の専用商品「ベストパートナー」の拡充に取組んでおり、契約先専用のフリーローンの販売を開始したほか、各種ローンの金利優遇やフラット35の手数料引下げなどを実施し、契約先の従業員やその家族などを対象に取引の拡大を図ってまいりました。

令和2年度は、8月に策定した融資推進計画において、個人ローン推進策を策定するとともに、目標額を設定し、営業店に周知したほか、10月にはAIによりスコアリング化し、抽出した個人ローン利用が見込まれる顧客に対し、ダイレクトメール発送を実施いたしました。

更に、営業時間内の訪問・来店が困難な勤労世代や利便性を重視する若年世代に対しては、WEB完結型商品を導入するなど、当組合ホームページ上で各種個人ローンやカードローンの利用申込が可能な体制の構築に取組んでおります（令和2年度10月までのWEB完結型商品の申込件数・金額は、33件・40,100千円）。

今後も、新商品の開発や既存商品のリニューアルを継続し、お客様のニーズに合った商品提供に努めるとともに、職域提携契約先についても、契約先従業員の開拓に重点を置いた活動を展開し、個人向け貸出の増強を図ってまいります。

ウ. 過度な金利競争を回避した営業推進

当組合では、お客様に対して信用組合ならではのきめ細かな金融サービスを提供していくため、「総合相談センター（パートナーズ）」を設置してお客様からのご相談に対して、きめ細かな対応を行っております。同センターでは、通常の相談業務に加え、各営業店に出向く出張相談のほか、休日相談を実施しております。

お客様からのご相談への迅速な対応により、過度な金利競争に巻き込まれることなく、適正な貸出金利の確保に取組んでおり、こうした相談業務や営業店の訪問活動により収集したお客様の課題やニーズに関する情報を総合相談センターと営業店が相互に共有した上で、外部機関・外部専門家と連携しつつ、お客様の本業支援並びに最適なソリューションの提供に努めており、相談内容に応じて、分野毎の専門家を派遣するなど、お客様の課題解決を図っております。

令和2年度10月までの専門家派遣制度を活用した課題解決件数は7件となっており、このほか、持続化補助金、やまなしグリーンゾーン機器購入支援金、家賃支援給付金等の情報を社内LANを通じて発信し、営業店に周知するとともに、申請支援も実施しております。

今後は、必要なスキルを身につけるための研修等の開催を検討するとともに、外部機関・外部専門家や総合相談センターのアドバイザーと営業店担当者との同行訪問によるOJTを実施してまいります。

② 預貸金残高の増強に向けた取組み

ア. 集金業務により収集した顧客情報を管理・活用した推進活動

当組合の預金構成は、子世代や若年世代の取引が薄く、高齢者預金が大きなウエイトを占めており、預金者の高齢化により、相続や県外への転出など、預金が流出するケースが散見されることから、子世代や若年世代、家族取引の推進を検討し、流出防止を図ってまいりました。

令和2年度は、4月に営業統括部内に法人融資課を設置し、8名の担当者を配置しており、各担当者が融資営業係との同行訪問を実施し、情報収集力の向上に向けたOJTを実施しております。更に、営業係は、定例訪問先や定積集金先の見直しを実施し、集金業務の効率化により確保した時間を融資開拓や預金獲得活動を行う態勢への転換を図っております。こうした取組みにより、より多くの情報の蓄積に取組むとともに、この情報を活用した、お客様のライフステージやニーズにマッチした商品を推進するなど、次世代との取引拡大を更に強化してまいります。

イ. 新規貸出先の開拓推進

新規貸出先の開拓推進を推し進めるべく、山梨県信用保証協会の保証商品「ベンリー500」「あんしん8000」を積極的に推進するとともに、令和元年7月には同信用保証協会とのミドルリスク層向けの協調融資「けんみん信組事業者応援融資 スクラムR」の発売を開始し、貸出増強に取組んでまいりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援に注力することとし、当組合独自の支援策である「新型コロナウイルス感染症被害対策融資」のほか、山梨県・長野県信用保証協会や本年5月に創設された実質無利子・無担保の制度融資を活用した小口多数の融資推進活動に取組んでまいりました。

当組合では、平成30年度に策定した経営改革プランに基づく資産の健全化に取り組んでおり、每期多額の不良債権処理を実施していることから、中小規模事業者向けの貸出残高及び貸出先数は每期減少しておりましたが、令和2年上期は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援の実施により、同貸出先数は前期末比107先増加しており、目標とする小口多数の融資推進が実践できたと考えております。

今後も、令和2年8月に策定した業種別・地域別の融資推進計画を基に、営業店の特性に応じた融資推進活動を実践し、アフターコロナを見据えた新たな資金需要にも、積極的に応じていくことで、新規貸出先の開拓推進を図ってまいります。

ウ. 事業性融資の推進

当組合では、県や市町村、商工団体、信用保証協会等との連携による商品開発を検

討するとともに、山梨県信用保証協会の保証制度を積極的に活用した推進を図っております。また、資金需要が見込まれる新規創業者等へのアプローチを強化してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、令和2年2月に「けんみん信組 災害対策融資」を創設し、同感染症を対象とした「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）被害対策融資」の取扱いを開始したほか、山梨県・長野県信用保証協会や5月に創設された実質無利子・無担保の制度融資を活用し、同感染症の影響を受けているお客様に対する金融支援に迅速かつ積極的に取組んでまいりました。

また、本年5月には、農業者向け融資商品「けんみん信組（地域名）アグリサポート融資」、特定業種をターゲットとした融資商品「けんみん信組（業種名）エコサポート融資」の販売を開始いたしました。商品名に地域名や業種名を記載し、対象先を特定した融資商品として推進しており、繁忙期である夏期を避けた上で、長野県川上村エリア、県内峡東エリア、南アルプス市エリアなどの農業者等への融資推進活動を実施してまいりました。

エ. 融資決裁の省力・迅速化

当組合では、平成30年度に融資稟議支援システム、不動産担保評価管理システムを導入しておりますが、これにより、自己査定支援システム、信用格付システム等との連携が図られるようになったことから、営業店における稼働状況を確認し、フォローに取組んでおります。

また、こうした一連のシステム構築・連携により、融資決裁の迅速化及びペーパーレス化による省力化や経費の削減を図るとともに、営業店と個社に対する対応方針の共有化を図っております。

更に、融資稟議支援システムに蓄積する案件の中から、審査判断の高度化の参考となる案件を抽出し、組合内LANを通じて、令和2年度は10月までに、4事例を開示しており、令和元年度からは累計26事例を営業店に開示しております。

引き続き、否決案件・新規案件、条件変更に関する事例の開示に加え、承認決裁案件についても、実行後に問題や悪化事象が生じた案件を検証・開示し、総合的な与信審査の高度化に取組むとともに、より効果が期待できる仕組みを検討してまいります。

オ. 営業店サポーター制度の導入

職員が地域の皆様と築いてきた「人間関係」、「信頼関係」を営業店の営業活動に活かすため、全職員が地縁等を活かして知人等を該当店舗に紹介する活動を継続的に実施しており、新規預金や住宅ローンの獲得に繋がるなど一定の実績を挙げております。

今後も引き続き、僚店間の協力意識や本部職員等内勤者の営業意識の醸成、営業店の営業活動に対するサポート態勢、協力態勢の確立に取組んでまいります。

カ. ビッグデータとエリア情報を活用したエリアマーケティング戦略

当組合では、過去に実施してきた経営強化計画の中で「エリアマーケティング戦略」

を進めてまいりました。これを深化させることにより、ターゲット及び商品を絞った営業推進活動を強化すべく、データベースの作成やエリア特性の分析、更に分析結果の営業店への還元などを検討してまいりました。

令和元年度は、11月にオリックスクレジット(株)による、国勢調査データを基にしたエリアマーケティング分析を活用し、個人ローンパンフレットなどのポスティングを実施したほか、令和2年2月及び10月には、AIによりスコアリング化・抽出した個人ローン利用が見込まれる顧客に対し、ダイレクトメール発送を実施いたしました。

今後は、こうしたポスティング及びダイレクトメールの効果を検証した上で、今後のターゲット等、新たな戦略を検討してまいります。

キ．事業者取引の深耕

当組合では、平成27年11月から職域提携商品（個人ローン・定期積金の金利優遇等）を発売しており、これを新規顧客開拓のツールとして定着化に取り組んでおります。

職域提携契約先に対しましては、従業員との給与振込、各種ローン等、一層の取引拡大を図るとともに、お取引先事業者への訪問営業を強化し、事業所全体の取引を拡大するなど、売上金の入金や運転・設備資金需要に対する融資等の取引推進に取り組んでまいりました。

また、職域提携契約先専用のフリーローンの販売や各種ローンの金利優遇、フラット35の手数料引下げなどを実施し、契約先の従業員やその家族などを対象に取引の拡大を図ってまいりました。

令和2年度上期においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、顧客訪問を自粛した時期もあり、職域提携先従業員との面談機会が減少いたしました。今後は感染対策を徹底した上で、積極的な訪問活動を実施し、契約先従業員との取引拡大に取り組んでまいります。また、所管部では還元資料のフィードバックのほか、職域提携契約先の従業員等に周知するための説明会の開催など、営業店のバックアップに取り組んでまいります。

ク．既存先へのメイン取引推進

基本的な取引の積み重ねがメイン先数の増加に繋がるとの考え方に立ち、給与振込契約や公共料金振替契約等のメイン化基準項目毎に具体的な獲得目標を設定し、メイン取引の推進強化を図っております。

また、当組合では、職域提携契約を契約先の従業員やその家族などを対象とした取引推進のきっかけとなるツールとして位置付けており、各種ローンや住宅ローンの金利優遇のほか、フラット35の手数料引下げなどを実施しております。

こうした優遇商品の提供により、新規取引開拓並びにメイン取引の推進強化に取り組むとともに、お客様のライフステージやニーズに応じた複合取引を推進し、取引のメイン化を図ってまいります。

(2) 顧客サービスの強化

① お客様のニーズに合致した商品開発

お客様のニーズに応じた預金・消費者ローン・住宅ローン等の商品開発・販売に積極的に取り組んでおり、住宅建設資金についても、従来の住宅ローンに加え、長期固定型のフラット 35 の取扱いを開始し、お客様のニーズに合致したご提案が出来る体制を整えております。

また、後見制度支援預金、懸賞金付定期積金、職域提携フリーローン、遺言代用信託「しんくみ相続信託」、WEB完結型のカードローンや教育ローンの取扱いを開始したほか、年金受給者向けに優遇金利を付与した「新ゆとり定期預金（上限 500 万円）」に加えて、新商品「新ゆとりプラス定期預金（上限 300 万円）」「新ゆとりプラス定期積金」の販売を開始し、更に幅広いニーズにお応えできるよう努めてまいりました。

令和 2 年度は、5 月に農業者向け融資商品「けんみん信組（地域名）アグリサポート融資」、特定業種をターゲットとした融資商品「けんみん信組（業種名）エコサポート融資」の販売を開始いたしました。商品名に地域名や業種名を記載し、対象先を特定した融資商品として推進しており、繁忙期である夏期を避けた上で、長野県川上村エリア、県内峡東エリア、南アルプス市エリアなどの農業者等への融資推進活動を実施いたしました。

今後も、お客様からのご要望、他行商品及び資金ニーズ等の分析を行い、そのニーズに合致した商品を開発・提供し、利便性の向上に努めるとともに、新規顧客の開拓、預貸金の増強及び取引先数の増加に向けて取り組んでまいります。

② 相談窓口の活性化

総合相談センター（パートナーズ）では、通常相談業務に加え、出張相談、休日相談を実施しているほか、組合情報誌「ぱーとなーず」を定期的に発行し、お客様や関係機関等へ配布することにより、当組合のPRに努めており、新規先開拓等においても、ドアノックツールとして活用しております。

また、営業店を通じて、お客様に総合相談センターをPRするチラシ（相談申込書付）を配布し、相談業務や出張相談の開催に係る周知・利用勧奨を行うとともに、相談時に使用する申込書等についても、記入箇所を減らした上で、容易にお客様が抱えているニーズや悩みが絞り込めるようチェックシート形式に見直すなど、相談窓口の活性化に努めております。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、可能な限りより多くの取引先事業者の資金繰りの相談等に対応する活動として、GW中の 5 日間（5 月 2 日～6 日）休日相談窓口を開設したほか、同感染症の拡大に伴い、売上等が減少している事業者を支援するため、取引先飲食店 77 店を掲載した情報誌「ぱーとなーず」臨時号を発行し、広く取引先及び関係機関へ配付しており、売上回復のサポートに取り組んでおります。

なお、令和 2 年 10 月までの相談件数は、118 件承っており、そのうち電話による相談は 33 件となっております。また、各営業店に出向いて開催している出張相談会については、13 回開催し、相談実績は 5 件、出張相談に併せて開催する年金相談の相談件数は 3

件となっております。

今後も総合相談センターの活用を促すとともに、相談件数の増加を図ることで、お客様のニーズを把握し、商品開発等につなげてまいります。

(3) コンサルティング機能の発揮

① 販路開拓、ビジネスマッチング等

総合相談センターでは、県及び各商工団体等、関係機関への訪問と情報収集を継続的に実施しており、収集した情報を営業店及びお取引先に向けて発信し、情報提供に努めているほか、各種ビジネスマッチング展への参加を募るとともに、当組合の役職員も参加し、マッチングのサポートに取り組んでおります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、慎重を期した中で、定期的に関連機関等を訪問し、情報収集と関係強化を図っております。また、同感染症の影響により、各種ビジネスマッチング展の中止が相次いでいるため、今年度の参加実績等はありませんが、開催が予定されている令和3年1月の山梨県商工業連合会が主催する「農商工連携マッチングフェア2021」への出店企業を募るとともに、当組合の役職員も参加し、ビジネスチャンスの創出や販路拡大に努めてまいります。

引き続き、各種ビジネスマッチング展の開催情報を営業店に周知し、取引先の積極的な参加を求めるとともに、県及び各商工団体等、関係機関との連携・協力を図りながら、より一層お客様のお役に立てるよう活動してまいります。

② 売上増加に向けたアドバイスへの展開

お客様のニーズに応じた財務や金融面、既存事業の経営改善や新事業展開計画などに対して、外部機関・外部専門家と連携したアドバイスの実施に取り組んでおり、営業店を通じて、アドバイスやサポートを希望するお客様を募集し、ミラサポを中心に山梨県中小企業経営革新サポート事業・山梨県信用保証協会・山梨県商工会連合会・山梨県よろず支援拠点・やまなし産業支援機構などの専門家派遣事業（制度）を積極的に活用し、売上増加に向けたアドバイス等を実施しております。

また、山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォームや認定経営革新等支援機関として、これまでに培った関係機関とのネットワークを活かし、外部機関・外部専門家の活用などにより、お客様の売上高の増加に向けたアドバイスや人口減少を踏まえた事業の中期的見通しなど、本業部分にも踏み込んだアドバイス等にも努めております。

令和2年度は、10月までに7先（18回）に対する専門家派遣を実施し、課題解決や本業支援など、お客様のサポートに取り組んでまいりました。

加えて、アドバイス等により取引拡大に繋がった事例など、好事例を営業店に対してフィードバックし、情報の共有化やコンサルティング能力の向上を図っております。

また、総合相談センターによる訪問相談においても、売上増加のために必要なアドバイスや情報を提供しております。

- ③ ローカルベンチマークを活用した顧客との対話、事業性評価、事業承継支援の実施
ローカルベンチマークを活用したお取引先事業者との対話や事業性評価の手法によってお取引先の抱える課題、問題点を掘り起こし、お取引先が求めている適切なソリューションを提案することで、信頼関係の構築に努めております。

令和2年度は、令和元年度に引き続き、(株)タナベ経営による営業係を対象とした「事業性評価トレーニング研修」を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえて、開催を見合わせることにいたしました。

なお、事業承継については、お取引先に対する事業承継の意識付けを目的として、対象先を洗い出した上で「事業承継診断票」の作成に取り組んでおり、早期対応先の選定と対応方針の検討を開始しております。支援が必要な先については、本部と営業店とが連携を図り、対応方針を検討するとともに、山梨県事業引継ぎ支援センターや各商工会等の専門機関への取次ぎを行っております。

また、総合相談センターにおいてもお取引先のニーズを的確に捉えた上で、外部機関とも連携し、事業承継に対するアドバイスを実施しております。

引き続き、こうした対応により、お客様の持続性ある発展に資する提案・営業力の強化を図ってまいります。

(4) 余資運用ポートフォリオの再構築

余裕資金の運用につきましては、直面する市場リスクを適切に把握した上で、より効率的な運用を目指し、安定した収益の確保に努めており、資産構成、償還バランス及び収益性の高いポートフォリオの構築に取り組んでおります。

また、年度毎に運用方針を策定するとともに、厳格なALM及びリスク管理を実施し、時間分散を図りながら、収益性とリスクのバランスのとれたポートフォリオの構築に取り組んでおり、主な運用対象を、国債・社債・事業債等の債券とし、状況に応じて運用の幅を拡大するなど、柔軟な対応を図っております。

令和2年度の運用方針においても、安全性と流動性を重視した運用を継続するとともに、債券中心の運用を行うこととしており、過度な金利リスクは避け、収益を意識した取組みを行っております。

なお、運用方針に基づいた銘柄の選定、市場環境の変化や見通し等につきましては、助言やアドバイスなど、全信組連の有価証券運用サポートを受けながら、慎重かつ着実に運用しております。

(5) 役務取引・収納業務の拡充

「お客様とのあらゆる取引基盤の増強によるシェアの拡大を目指す」という考え方に基づき、お客様の利便性向上に向けて損害保険等の窓販業務の充実、各種税金や公共料金等の収納業務取引の拡充に取り組んでおります。

令和元年12月に、山梨県火災共済協同組合の「自動車事故費用共済」の取扱いを開始しておりますが、令和2年度も、同商品を継続して推進することとしており、7月に準総合職21名を対象に推進に向けた商品メリット等の説明会を開催いたしました。

今後も、窓販商品の充実化等を図るとともに、当組合の役務取引・収納業務の状況を分析した上で役務取引・収納業務を拡充させ、取引基盤の増強によるシェアの拡大に取り組んでまいります。

(6) 目標管理・採算管理態勢の強化

① 収益管理態勢の強化

収益目標を達成するため、事業計画を基に算出した「営業店別収益目標額」を各営業店に配賦し、営業店別収益管理を実施しております。

営業店では、年間収益目標の達成を目指して業務を遂行するとともに、本部では、営業店別収益の状況把握、営業店への指導やサポート等、営業店収益管理の実効性確保に取り組んでおります。

各営業店が予測する資金シナリオを基に店別の収益シミュレーションを実施し、この結果について、個別店舗毎の乖離要因分析を行っております。こうした収益管理の状況については、ALM委員会及びALM部会に報告し、進捗状況を管理するとともに、各種会議において収益目標の未達要因の分析や改善策等を協議しております。

令和2年度は、法人融資課職員の営業店支援活動により、各営業店の実情を把握し、営業店支援体制を強化するとともに、担当役員が営業店を臨店し、改善が必要となる事項についての指導を適宜実施しております。

また、6月からは毎月定期的に理事長による営業店長との意見交換会(1オン1ミーティング)を開催しており、意見交換を行いながら連携を密にするなど、実効性、規範性のある指導やサポート活動を実施しております。

引き続き、こうした取組みにより、営業店の活動状況把握に努めるとともに、営業推進活動について、直接方針を伝え、具体的に指示するなど、収益向上に向けた活発な議論を行ってまいります。

② 常勤役員の営業店担当制の深化

平成30年7月より、収益改善に向けた取組みの一環として「常勤役員の営業店担当制」を導入し、営業店職員との意見交換や対話を通じた意識の高揚、地域イベントへの参加やお取引先への同行訪問等、営業店の活動に対して役員が積極的に関与・サポートすることで、営業力の向上に向けて取り組んでまいりました。

また、令和元年度は、全店を対象に役員及び営業統括部による臨店形式の営業店ヒアリングを実施し、営業店長をはじめ、副支店長、営業係長、準総合職と個別に面談し、活動状況の確認・指導を行うとともに、様々な角度から意見を出し合い、問題認識や課題の共有化、問題解決に向けた具体的な対応策を検討することで、営業活動の活性化に取り組んでまいりました。

なお、令和2年度7月からは、理事長による推進先の顧客訪問を実施しております。これまでも総代及び主要取引先への訪問等を実施し、関係強化を図ってまいりましたが、今年度は総代や地公体を除き、営業店が訪問を希望する先(以前訪問したが再度訪問したい先、地域や業界の有力者、過去取引先で取引の再開を交渉している先等)を対象に

実施しており、訪問活動を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響等、地域や取引先の現状把握に努めております。更に、毎営業日、常勤役員全員で協議する場を設けており、個別店舗からの情報を役員間で共有し、営業推進策の検討や、各施策の進捗状況の確認及び改善策の検討などを行っております。

今後も、こうした取組みを継続し、地域や取引先の現状を把握するとともに、営業店の課題解決に努めることで、営業店の営業活動の活性化に取り組んでまいります。

③ 顧客別採算管理の徹底・強化

顧客別の取引採算性管理については、これまでの顧客別の取引採算性目標の設定に替えて、平成 31 年 4 月の信用格付システムの本格運用に伴い整備した適用金利体系（信用格付金利水準）を活用することとし、適正な金利設定について検証・見直しを行いながら、主要取引先に対する個々の取引採算性向上を目的とした顧客別採算管理の更なる徹底を図っております。

また、融資稟議の申請に併せて、個々の適用金利と信用格付金利水準との比較や実質金利の算出による採算性の検証並びに採算性の向上に向けた個別指導を実施するとともに、営業店の取組みに対する進捗管理やフォローアップを図ることで、採算性向上に係る意識・行動を更に浸透させてまいります。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、5 月に創設された実質無利子・無担保の制度融資が新規融資実行案件の大半を占めており、全体の利回りが低下しているため、採算性向上に向けた営業店指導を引き続き実施してまいります。

『信用コストの削減』

（１）取引先実態把握の強化

当組合では、「個社別取組方針」を策定し、取引先毎の取引方針を明確化するとともに、お取引先との交渉や状況把握を行ってまいりました。平成 30 年度からは「信用格付システム」の稼働が開始したことから、同システムによる方針策定や実態把握に移行しており、融資部担当者が交渉内容等をチェックし、指導する態勢とし、営業店と本部の問題認識の共有化や、お取引先に対するコンサルティングの実施や突発的な信用悪化の防止等、個社別取組方針の実効性確保に向けて取り組んでおります。

与信額が大きい取引先等につきましては、本部の方針が営業店に浸透するよう、ポイントを絞った臨店指導やお取引先への同行訪問のほか、経営改善支援や事業再生の専門的スキルを有する専担部署で一元的に管理し、問題点の解消に向けたアドバイス等を実施することにより、信用状態の変化に機動的に対応できる体制としております。

また、平成 30 年度には、審査態勢の強化、審査会の機能向上に向けて、審査会内規の見直し等を実施したほか、信用格付確定先のうち、優先的に検証が必要となる先について、信用格付支援システムや組合内 LAN を用いて、各営業店と協議する体制としております。

今後も引き続き、与信先の決算期到来後に格付作業を実施し、関連会社や役員を含めたグループ全体の実態把握をより一層強化するとともに、対応方針等を審査会等で具体的か

つ迅速に協議し、お取引先の状況把握や審査態勢の強化を図ってまいります。

(2) 延滞債権の管理と解消

「第4次経営強化計画」の計画期間内に不良債権を抜本的に削減することとし、削減目標を定め、段階的処理を推進しており、全信組連との間で設置した「経営改革協議会」において、具体策を協議するとともに、延滞債権の計画的回収と債権整理の促進に取り組んでおります。

本部担当者の同行訪問等により、融資先情報を蓄積、共有化するとともに、これらの情報を整理活用し、債権管理部を中心として早期に的確な対応方針を見極め、効果的な管理回収活動を推進しております。

また、営業店において対応が困難であり、法的手続きを必要とする債権については、本部集中対応先として管理し、経営の改善が困難で担保以外に回収目途のない債権につきましても、担保処分による債権の圧縮を計画的に実施しております。

令和2年度は、6月及び9月にサービサー等へのバルクセールを実施したほか、8月には再生目線に立った個別対応による債権売却を実施し、不良債権のオフバランス化を図ってまいりました。

引き続き、「経営改革協議会」における検討結果を踏まえ、お客様や保証人の状況を把握した上で、早期かつ円滑な再起や新たな事業への展開等の可能性を十分に考慮・検討し、計画的な債権整理を促進してまいります。

(3) 事業再生支援

① 外部機関・外部専門家との連携強化

地域経済の活性化なくして持続的な安定成長を確保することは困難であり、地域企業・産業の事業内容、成長可能性、競争環境等を分析・把握し、お客様に必要な融資や助言を行うことで、地域経済の活性化に貢献したいと考えております。

その手段の一つとして、「ローカルベンチマーク」及び「事業性評価シート」を活用したお取引先との対話と本業支援に取り組んでおります。

令和2年度は、令和元年度に引き続き、(株)タナベ経営による営業係を対象とした「事業性評価トレーニング研修」を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえて、開催を見合わせております。

なお、事業承継については、お取引先に対する事業承継の意識付けを目的として、対象先を洗い出した上で「事業承継診断票」の作成に取り組んでおり、早期対応先の選定と対応方針の検討を開始しております。支援が必要な先については、本部と営業店とが連携を図り、対応方針を検討するとともに、山梨県事業引継ぎ支援センターや各商工会等の専門機関への取次ぎを行っております。

また、総合相談センターにおいても、お取引先のニーズを的確に捉えた上で、外部機関とも連携し、事業承継に対するアドバイスを実施しております。

引き続き、喫緊の課題となっている事業承継と後継者不在の場合の廃業やM&Aに関し、やまなし産業支援機構、山梨県中小企業団体中央会、山梨県中小企業診断士協会及

び中小企業基盤整備機構とセミナーや情報交換、個別相談で連携を図ってまいります。

② フォローアップの徹底

経営改善計画策定支援事業のモニタリングをベースに、既存改善計画の実施状況を管理するため、個社別取組方針にモニタリングを盛り込み、アップデートの状況を管理しているほか、中小企業経営力強化支援法に則った経営改善計画策定支援事業（405事業）に基づく補助金利用先につきましては、直接、モニタリングを実施しております。

こうした取組みにより、お取引先の実態把握に努めるとともに、外部環境の変化等により、既存改善計画と乖離するお取引先に対しましては、経営者と乖離要因等を十分に協議した上で、計画の修正を含め、実効性のある計画とするため、効果が期待できる新たな取組方針を個別に検討しております。

また、既存の改善計画が終了となるお取引先については、再策定を支援しており、営業店が主体性を持って、これまで以上にお取引先の実情に沿った個別支援を実施しております。また、本部所管部及び役員が営業店の活動をサポートすることで、フォローアップの徹底に取り組んでおります。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が事業者へ甚大な影響を及ぼしていることに鑑み、7月から同感染症の拡大による影響を含めたモニタリングを開始しております。今般のモニタリングについては、お取引先にとって相談しやすい金融機関として存在感を発揮する機会であるとともに、お取引先に寄り添った対応を目指すものであり、お取引先と収束後の対応を共有した上で、営業計画の策定準備や改善計画への影響を踏まえた計画の再策定支援に取り組んでまいります。

『人材の活用・ネットワークの強化』

(1) 営業力の育成、融資審査・管理能力等のスキルアップ

お客様の実態把握、目利き力、経営課題に対して最適なソリューションを提示できるコンサルティング能力を備えた人材育成は当組合の総体的な戦力アップ、経営目標達成には必要不可欠な課題と認識しており、年間研修実施計画に基づき、融資担当者及び役席者のスキルアップを目的に全国信用組合中央協会や山梨県信用組合協会が主催する研修会に職員を積極的に派遣するとともに、融資スキルアップ研修の開催など、融資審査・管理能力の向上に取り組んでおります。

また、女性職員の活用・戦力化に向けて、女性営業担当者の更なる増員や能力向上を図るべく、外部研修へ積極的に派遣するとともに、融資法務や渉外支援に関する内部研修を実施しております。

引き続き、従来からの提案営業に融資の視線を加えた売上増加策の検討、コスト削減のアドバイスなど、コンサルティング機能を備えたビジネスに強い人材育成を図るとともに、創業計画策定や補助金申請支援等の手続き面や融資事務指導などに関する各種研修会を開催し、より実務に強い人材を育成してまいります。

① 営業担当者のスキルアップ

お客様に対してきめ細かな金融サービスを展開し、真に選ばれる金融機関になるためには、お客様との面談を重ね、情報収集とニーズの掘り起こしにより、お客様に最適な金融商品を提案できる能力を備えた営業担当者の育成とレベルアップを更に図る必要があると考えており、外部研修等へ積極的に職員を派遣し、提案型営業の実践に向けた教育・指導強化を図ってまいりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外部機関からの講師派遣が困難な状況にあることから、法人融資課による「営業推進力の強化・モチベーションの向上」をテーマとした研修を開催いたしました。営業経験5年目までの若手営業担当者30名を対象に現場実践型の研修を受講し、営業スキルの向上を図っております。

引き続き、業界上部団体・外部機関から情報を収集し、外部研修等へ積極的に職員を派遣するとともに、外部講師によるF S T研修やロールプレイング研修等を実施し、営業系のスキルアップを図ってまいります。

② 営業店コンサルティング能力のスキルアップ

総合相談センターでは、営業店で開催する出張相談の際に、営業店の職員を同席させ、営業店の職員に対するO J Tを実施しており、相談事業者の課題や今後の対応に係る認識の共有に努めているほか、外部専門家等が相談事業者への訪問アドバイスを実施する際にも、営業店の職員を同席させ、コンサルティング能力の向上を図っております。

また、令和2年度は、法人融資課の各担当者が、担当する営業店を決め、営業店の融資担当者等と融資推進先への同行訪問により、営業店職員のO J Tを実施しております。これにより、案件獲得へのアプローチ指導が可能となったほか、融資獲得の実績も向上しつつあると評価しております。

引き続き、営業店職員へのO J Tを強化していくとともに、外部専門家や総合相談センターのアドバイザーを活用したコンサルティング能力のスキルアップに努めてまいります。

(2) 人材の活用・育成

① 職員モチベーションの維持・向上

ア. メリハリのある人事制度・人事評価の実現

当組合では、外部コンサルタントのアドバイスを受けながら、成果やプロセス等を適正に評価するよう、新たな人事評価制度及び業績評価制度を策定しております。

同制度は、平成30年度から本格運用を開始しており、評価者による被評価者への業績結果のフィードバック、業績目標の明示、成果達成へ向けたプロセスの説明など、評価者による行動管理、面談頻度、面談内容のレベルアップを図ることで、公正・公平な人事制度及び評価制度の定着化に注力するとともに、公平感・透明感のある人事評価、業績評価を実施し、職員のモチベーションの維持・向上に取り組んでおります。

また、次世代を担う若手人材の育成とともに優秀な人材の積極的登用などによる組織の活性化を図っていくことが重要であることから、役職定年制度・職群の改正・役

職位や各種手当（職能手当、役職手当、営業手当）の見直しを行っております。

引き続き、制度の定着化に注力するとともに、実力のある人材を要職に任命し、給与面への反映度合いを高めるなど、メリハリのある人事制度・人事評価の実現に取り組んでまいります。

イ．個人の意欲や適正に応じた人員配属

職員の持つ能力を最大限に発揮していくためには、個人の意欲や適性に応じた人員配属や適正なジョブローテーションを実施する必要があると考えております。

本部における長期滞留者の洗出しと部店内におけるローテーションの状況把握など、正確な実態把握に努めており、個人の意欲や適性に応じた人員配属や計画的なジョブローテーションを厳格に実施しております。

また、エリア制店舗についても、「人事異動の内規」に基づき、同一エリア内における統括店と個人特化店との間で、窓口担当者の計画的な人事ローテーションを実施しており、エリア内における業務の共有化を図るとともに、休暇取得並びに繁忙時対応の円滑化に取り組んでおります。

② 女性職員の活用・戦力化

女性職員の一層の活躍に向けては、人事制度の改正により、女性職員が活躍しやすい職群を新たに設け、併せてキャリアアップモデルを作成し、女性職員のレベルアップ、更なる戦力化に取り組んでおります。

令和2年4月には、準総合職群を選択した女性職員を融資営業係として新たに13名登用しており、準総合職の女性営業担当者は計23名となっております。また、その活動をサポートするため、年金レディとして営業経験のある準総合職1名を営業統括部に配置しております。また、令和2年度は女性管理職（副調査役昇格）2名を登用したほか、女性融資営業係長計4名を登用いたしました。

また、10月には女性職員のレベルアップ、更なる戦力化に向けて、山梨県信用組合協会主催の「渉外実践力育成研修」へ準総合職12名を派遣しており、11月には、甲府警察署の協力を得て、準総合職23名を対象に「護身術訓練」を実施しております。

今後も、店舗戦略、窓口体制の整備と並行しながら、女性職員の登用による営業人員の増強を段階的に実施し、営業人員を創出することで「足で稼ぐ」営業スタイルの徹底に取り組んでまいります。

③ ベテラン職員の活用・戦力化

ベテラン職員の一層の活躍に向けて、職責や役割を明確にしながら、その能力を最大限に発揮できるよう人員配属を実施し、更なる戦力化に取り組んでおります。

令和元年4月に「人事の基本的考え方」を通知し、この中で営業力強化に向けた営業人材重点配置の推進を明示しており、令和2年度も営業店の営業推進活動を統括する副調査役（営業担当）の配置、これまでの経験を活かした専任役（営業担当）の配置、女性人材の活躍推進、営業店営業係への専任係の配置を推進するとともに、新たに設けた

管理監・専門幹・専門員の特別職制度（いずれも手当面で処遇）を活用した再登用も推進してまいりました。

引き続き、ベテラン職員の能力、経験が最大限発揮できるよう計画的な人員配置を実施し、更なる戦力化に取り組んでまいります。

（３）ＣＳ向上に向けた取組強化

当組合では、ＣＳの向上は組合全体として取り組むべきという認識のもと、事務部・総合企画部・総務人事部・営業統括部を中心としたプロジェクトチーム（「けんみん信組のＣＳ向上ＰＴ」）を設置し、ＣＳの向上に向けた取組みを実施しております。

引き続き、窓口係を中心に、外部講師による実践的研修等へ継続的に派遣するとともに、ＣＳ能力を身につけた人材を計画的に育成し、その行動やＯＪＴ等により、他の職員にスキルを継承していくことで、組合全体のレベルアップを図っております。

なお、令和２年度は、１０月までに以下の取組みを実施いたしました。

<ＣＳ研修実施状況>

実施月	研修内容
令和２年６月	山梨県信用組合協会主催「テラー研修」へ窓口担当職員７名が参加
令和２年６月	山梨県信用組合協会主催「ＣＳ推進とクレーム対応研修」へ窓口担当職員７名が参加
令和２年８月	山梨県信用組合協会主催「預金窓口法務研修」へ窓口担当職員１８名が参加

（４）ネットワークの強化

① 経営者クラブを通じたネットワークの拡大

平成２９年５月にお取引先の若手経営者や女性経営者を中心に、次世代リーダーとして必要なスキルを身に付けることを目指して「けんみん信組経営者クラブ」を設立いたしました。提携先の㈱タナベ経営による経営セミナーの開催、実務に活かせる各種情報の提供や会員企業間同士の情報交換会等を実施し、異業種間の交流も図るなど、総合的な支援を実施しております。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、第１回目、２回目の経営塾については、中止といたしましたが、９月からは、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した上で経営塾を開催しております。なお、毎年１０月に開催している「しんくみの集い」事業の経済・文化セミナーについては、中止といたしました。

引き続き、会員企業間等のビジネスマッチングや会員企業からの紹介等を通じて、会員数の拡大を図っていくとともに、会員企業はもとより会員企業のお取引先等との取引拡大を図ってまいります。

② 販売先仕入先情報によるマッチング

当組合では、組合内LANの情報マッチングコーナーを活用した不動産情報等の集積や営業店への情報提供を行っているほか、信用リスク管理システムにおける「販売先・仕入先情報」データを活用し、ビジネスマッチングを目的とした組合内のお取引先間におけるマッチングデータの作成に取り組んでまいりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が事業者へ甚大な影響を及ぼしていることに鑑み、7月から同感染症の拡大による影響を含めたモニタリングを開始しており、このモニタリングに併せて、マッチング情報の収集及びデータ整理と効果的な情報活用に向けたシステムを整備してまいりました。このモニタリングにより収集したお取引先のニーズや悩みをモニタリング報告に併せて、組合内LANの情報マッチングコーナーに集積し、一元管理することにより、より一層リアルタイムに近い情報マッチングや支援ニーズのマッチングが可能となっております。

再び同感染症の拡大の兆しがみられる中、更なる景気の下振れリスクに十分な注意が必要な状況にあります。アフターコロナを見据えた次の局面ではお取引先の売上回復に向けた本業支援や経営改善支援が重要な役割を担うと考えており、お取引先のニーズや悩みを吸い上げた上で、きめ細かな個別相談や個別対応を実施してまいります。

③ 産学官金労連携への積極的参画

国（関東経済産業局）や県（山梨県産業労働部）をはじめ商工三団体などとの産学官金労連携事業の推進に積極的に取組むとともに、お客様の事業計画に関して職員が適時・適切なアドバイスができるよう総合相談センターの機能の充実に取り組んでおります。

現在、山梨県内の23市町村（11市8町4村）において「認定連携創業支援事業者」と位置付けられ、連携機関会議に参加するなど、産学官と連携した創業相談の対応等を行っているほか、山梨大学客員社会連携コーディネータ制度を積極的に活用し、お客様の事業に関する相談等を山梨大学へ持込み、課題解決を図っております。

また、平成30年度においては、山梨労働局との「働き方改革に関する包括連携協定」、西桂町との「定住促進に向けた連携協定」、令和元年度においては、人材不足に悩む事業者を支援するため、公益財団法人産業雇用安定センターとの「中小企業支援に関する連携協定」を締結し、それぞれの連携に基づいた活動を実施してまいりました。

今後も、既に連携している商工三団体や、公益財団法人やまなし産業支援機構、山梨県中小企業診断士協会をはじめ、中小企業支援に関する連携協定を締結している日本政策金融公庫甲府支店、山梨県行政書士会等との連携をより一層強化するとともに、お客様の事業計画に関して職員が適時・適切なアドバイスができるよう総合相談センターの機能を更に充実させ、地域の中小企業・小規模事業者への支援強化に取り組んでまいります。

（5）地域・行政とのネットワーク強化及び顧客利便性の維持

豪雨や地震などの災害に伴う停電などにより、店舗機能が停止する事態も想定されることから、災害時でも金融業務を維持するとともに、店舗戦略の見直しに伴い統合された店

舗やエリア制への移行に伴い個人特化店となった店舗周辺のお客様の利便性を維持するため、平成31年4月に県内初の「ATM機能搭載移動店舗車」を導入しております。

令和2年度は店舗戦略の見直しに伴い、個人特化店10店舗をそれぞれの統括店への店舗内店舗化を実施しており、統括店から遠隔な個人特化店については、統合前及び統合後も定期的に設置し、臨時窓口や店外ATMとして活用しております。また、台風等による地域停電や災害等の発生時には、現地へ派遣し、被災地や被災店舗における金融支援などに活用してまいります。

今後も、地域社会への貢献、お客様サービスの向上に向け、地域や行政との連携協定の締結等を進め、地域の皆様のお役に立てるよう取組みを強化してまいります。

(6) 近隣金融機関等との連携推進

当組合では、地域社会の発展と経済の活性化に、より一層貢献することを目的として、都留信用組合と「連携に関する協定」を締結しており、合同で地域のイベントに参加しているほか、業務に関する情報交換や検討会の実施、メール便の代行などの相互連携に取り組んでおります。

また、経営に対する評価の客観性を確保するため、理事会の諮問機関として、外部有識者で構成される「経営諮問会議（アドバイザーボード）」を平成22年に設置し、半期毎に開催しております。平成30年度に、金融機関の役員経験者を新たな委員として迎えており、11月及び令和元年7月に同委員による営業店長向けの研修を実施しております。

引き続き、都留信組との連携協定に基づき、事務の合理化や相互の収益性向上に資する取組み強化策の実施に向け検討していくとともに、必要に応じて、県内外の他金融機関との情報交換や意見交換等を実施してまいります。

4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

① ガバナンス態勢の強化

ア. 経営監視・牽制の適正化

当組合は、コーポレート・ガバナンス態勢の確立を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事会、監事会による経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

常勤理事は、それぞれの担当業務の内容やリスクを十分理解するとともに、非常勤理事も経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの役割を認識するなど、理事一人ひとりが自らの役割・責任を果たすことで牽制機能を高めております。

イ. 経営の客観性・透明性の向上

経営強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、全信組連の経営指導を毎月受けるとともに、年に1回の全国信用組合監査機構の監査を受監し、経営に係る助言を受けております。

② 経営方針の周知

理事長は、毎朝開催している役員部長連絡会（朝会）や主要会議の席での理事長挨拶の内容等を「理事長メッセージ」として組合内LANにより全役職員へ配信し、当組合の経営方針等を周知しております。また、監査講評や顧客訪問時においても営業店に立ち寄り、現場の職員に対して直接経営方針を伝えております。

更に、令和2年6月からは、毎月理事長による営業店長との意見交換会（1オン1ミーティング）を開催しております。

また、定期的に部店長会議を開催しているほか、常勤役員は随時営業店を訪問し、経営方針や本部の施策を明確に伝達するとともに、営業現場の意見を吸い上げることにより、本部と営業店における共通認識の醸成に努めております。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

① ALM

組合全体のリスクを統合的に管理するため、「ALM委員会」を設置し、総合企画部を統括部署として、各種リスク管理方針・規程に従い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクをはじめ主要なリスク状況を把握するとともに、評価・計測されたリスクについて、毎月開催の「ALM委員会」（書面開催を含む）及び「ALM部会」にて協議するとともに、収益シミュレーションを実施し、収益性向上に向けた議論を行っております。

更に、管理資料の見直しを実施し、よりポイントを絞った議論を行いやすい形に変更するとともに、ALMに関する勉強会を開催するなど、会議の活性化・効率化に取り組んでおります。また、「けんみん短プラ」の見直しが円滑に反映されるよう、見直し基準日

並びに集合開催による同委員会の開催周期を変更しております。

また、「ALM委員会」及び「ALM部会」を必要に応じて臨時で開催し、迅速かつ機動的な対応を図っており、リスク管理体制の強化に取り組んでおります。

引き続き、ALM委員会での議論や協議の実効性を更に高めるべく、構成メンバーの見直しや協議内容の集約・集中を図るなど会議の運営方法についても随時見直し、リスク管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

② 信用リスク

信用リスクについては、信用リスク管理方針・規程等に基づき、「個社別取組方針」を策定し、定量・定性の両面でモニタリングを強化し、与信先の経営上の問題点の発見・対応に努めてまいりました。

平成30年度から「信用格付システム」の稼働を開始したことから、「個社別取組方針」は、同システムによる方針策定や実態把握に移行しており、信用格付を実施した先に対するモニタリングや取引方針の検証により信用リスク管理の徹底を図っております。

特に、大口与信集中先や与信額が大きい建設業者、不動産業者については、地域との一体的再生という観点を踏まえつつ、継続的に業績のモニタリングを行うとともに、お取引先との面談を通じて策定した取組方針に基づき、経費圧縮等を柱とした経営改善支援に注力しております。

また、大口与信集中及び業種集中の管理につきましては、与信全体でのシェアを管理し、その結果について定期的にALM委員会を通じて常勤理事会へ報告することにより、経営陣がリスク量を適切に評価・判断できる体制としております。

今後も引き続き、大口管理（クレジットリミット含む）、業種別管理、個社別の方針策定や実態把握を信用リスク管理の柱として取組むとともに、当組合に与える影響度合いから大口先と準大口先の与信管理を優先し、与信の許容度合いや回収と円滑な与信のバランスを常時協議する態勢を構築してまいります。

ア. クレジットリミット管理の強化

当組合では、特定の大口与信先に対して与信管理を徹底し、与信集中や過度の信用リスクが生じることを未然に防止するため、「クレジットリミット管理規程」及び「クレジットリミット運用基準」、「クレジットリミット基本方針」を策定し、与信管理の徹底を図っております。

平成30年11月には、クレジットリミット管理規程、運用基準を一部改正し、クレジットリミット額及びアラームポイントの減額を実施しております。

なお、半期毎にクレジットリミット対象先の見直しを実施しておりますが、令和2年度上期は70グループを選定し、信用リスク管理を行っており、対象先の管理状況については、理事会に報告し、経営監視・牽制が適正に機能する態勢としております。

今後も、クレジットリミット管理の厳格な運用を実施するとともに、リミットを超過している先については超過解消に向けた具体的な計画や方針を常勤理事会等で協議・策定するとともに、個社別取組方針と連動した業況管理と与信抑制のための方策

や改善上の問題点を一定の頻度で常勤理事会等において協議し、本部・営業店と共同で円滑な融資と回収、保全のバランスを図るなど、より一層の管理強化に取り組んでまいります。

イ. 審査会機能の向上

過度な与信集中を回避するため、平成 30 年 11 月に貸出金決裁権限基準、審査会内規を一部改正いたしました。審査会決裁をこれまでの総与信額 6 億円から 3 億円の減額し、厳格化した基準のもと、大口与信先等に対する取組方針を協議、決定することにより審査会機能の向上を図っております。

また、四半期毎に大口与信先の基準与信額の遵守状況、決算内容、組合取引状況、業況及び問題点、個別案件の動向等のモニタリング結果を理事会及び常勤理事会に報告し、与信集中リスクの把握に努めております。

更に、債務者区分が要管理先以下の案件、クレジットリミット超過の案件等については審査会で取組方針を決定し、信用リスクの低減を図っているほか、営業店に対して審査会への参画を求める手続きを明確化しており、営業店長・融資担当者が出席の上、個社に対する方針決定や個別案件に対する与信審査を協議する機会を設け、情報共有及び態勢強化に取り組んでおります。

令和 2 年 3 月からは、審査会の開催をこれまでの週 2 回から、原則、毎営業日の開催に変更しており、より一層の情報共有と迅速な決裁を可能とすることで、信用組合としての強みを十分に発揮してまいります。

引き続き、審査会へ上程・報告する態勢の整備を検討していくほか、大口与信先、要管理先、クレジットリミット超過先に対する取組方針の協議、検証を行い、信用リスクの把握や改善策を検討することで、審査会の機能向上に取り組んでまいります。

ウ. 信用格付システムの運用

信用リスク管理の高度化のため、不動産担保評価管理システム及び自己査定支援システムを導入しており、加えて、平成 30 年度より、信用格付システムの運用を開始しております。

これらのシステム導入により、与信取引先の債務者区分の判定や、お客様の状況に応じた適正な金利設定（プライシング）に活用しております。

また、これらのシステムと連動する融資稟議支援システムの運用を開始し、事務の省力化と効率化を図っております。

今後も引き続き、債務者の実態把握に係る指針に基づき、決算書徴求後に速やかに格付作業、取組方針を確定し、適用金利を設定するとともに、格付金利体系の見直しの可否を再度検討するなど、個社の管理強化に努めてまいります。

エ. 信用リスクの実態把握のための体制整備

信用リスクについては、潜在的な信用リスクも含めた不良債権の全体像の把握に努め、不良債権処理の対応方針を検討する態勢としており、全信組連と適時開催してい

る「経営改革協議会」の検討結果を踏まえ、処理方針等を決定しております。

また、倒産した与信先に対する原因や取組経緯などを分析した上で与信審査に活かし、類似事案の未然防止に努めており、営業店に対して与信先のデフォルト分析に基づく管理の強化について通知するとともに、審査会においてデフォルト先の原因分析と取組経緯の検証結果を報告しております。更に、融資稟議支援システムに蓄積する否決案件の中から、審査判断の高度化の参考となる案件を抽出し、実行後に事故が生じた事例等も含めて、組合内LANを通じて営業店に開示しております。

なお、建設業に対する与信管理については、新たに策定した受注工事管理に係る書式を用いて、与信管理の強化を図っております。

③ 市場リスク

市場リスクにつきましては、リスク統括部署（総合企画部）がモニタリングを行い、その結果についてALM委員会及びALM部会を通じて、定期的に常勤理事へ報告し、経営陣がリスク量について適切に評価・判断できる態勢としております。

変動するリスク量及び収益状況を適正に把握し、リスク量を適切にコントロールすることで、安定収益の確保に努めており、市場リスクを伴う取引に際しては、あらかじめ権限・リスク限度・執行手続きなどの市場リスクの管理プロセス及び管理責任を管理規程に定めております。

保有有価証券のリスク管理については、国内債券、転換社債、外国証券、証券投資信託、株式のそれぞれにアラームポイントを設定し、経営体力からみて過大なリスクテイクとならないよう適切な管理をしており、アラームポイントに抵触した場合には、直ちに担当役員に報告するとともに、ALM委員会に報告し、対応策を協議・決定する体制としております。

また、市場リスクの管理手法としては、資産・負債全体の市場リスク量をVaR分析によって計測し、自己資本との比較・検証を行っているほか、市場リスク量を一定の範囲内に管理するため、有価証券最大運用枠の遵守やリスク量の随時モニタリングに努めており、リスク量の上限を超えた場合は、速やかに対応策を策定の上、ALM委員会及びALM部会で対応を協議することとしております。

ア. ALM手法を活用した余資運用ポートフォリオの構築

ALMシステムを用いて、GAP分析、現在価値分析、VaR分析などの各種リスク分析を行っており、こうしたALM手法を更に活用し、資産・負債から生み出される収益の変動や、金利等の水準、ボラティリティの動向を踏まえたリスク・リターン分析を実施しております。

また、この結果を、経営陣に対し、ALM委員会及びALM部会を通じて適切に報告・提案するとともに、分析結果を基に、リスク・リターン戦略等を踏まえた資産運用方針の策定・見直しを協議しており、状況に応じて、適切に運用方針を見直し、リスクに配慮した運用を実施しております。

引き続き、各種ALM分析を実施し、金利リスク・信用リスクに十分配慮した上で、

利息収入の積上げを図ってまいります。

イ. ストレステストの実施と検証

予想し得ない金利変化が起きた場合を想定したストレステストを定期的実施し、当組合の抱える市場リスクが自己資本に対して、どの程度の水準にあるかについて検証しており、適切なリスク管理を行っております。

また、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に係る新たな枠組みの早期警戒制度の実施等に関する改正がなされ、平成31年3月末より、金利水準の変動により、資産・負債の経済価値あるいは収益が変動することにより生じるリスク（ $\Delta E V E \cdot \Delta N I I$ など）の算出が必須化されたことから、そのリスクを検証するとともに、適切なリスク管理を行ってまいります。

④ 流動性リスク

ア. 的確な資金ポジションの確保

直面する流動性リスクを適切に管理するため、「流動性リスク管理規程」を制定し、日次、週次、月次で資金の動きをモニタリングする態勢としております。的確な資金ポジションを確保するため、預金、貸出金の状況を適時・適切に把握するとともに、資金繰りリスク管理に係る運用方針のもと、資金調達可能額の管理、流動性ギャップ管理等、流動性維持のための支払準備資産の管理を行っております。

また、流動性リスク顕在化時のボーダーラインを設定し、適切な資金管理を実施するとともに、調達手段・調達先の多様化などにより、流動性確保に向けた態勢整備を図っております。なお、資金面で重大な動きがある場合は速やかに理事長へ報告するなど、迅速な対応をとることで資金繰りの安定に努めております。

イ. 流動性確保を最優先とした実効性のある資金運用

当組合では、ALMデータを基に「流動性リスク管理表」を作成しており、余裕資金の把握と最適な資金運用に努めております。引き続き、預金流出を想定しての的確な資金ポジションを確保するとともに、流動性確保を最優先とした実効性のある資金運用を図り、流動性危機時の対応を強化してまいります。

⑤ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、受動的に発生する事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、各所管部署は、各種方針、規程、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

これにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化し、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

また、事務リスク管理態勢の強化に係る対応として、事務ミスに関して発生原因の分

析を行い、常勤理事会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することにより、類似事案の再発防止と事務処理水準の維持・向上、事務ミス発生リスクの極小化（未然防止）に取り組んでおります。

事務ミスが発生した場合には、所管部署が損失を最小限にとどめるための指示と解決のための適切な対策を講じることとし、併せて再発防止に関する指導・助言を行うとともに、監査部の監査結果やお客様からの苦情・相談、事務ミスの報告内容等を取りまとめ、本部で情報を共有化・分析し、営業店毎の個別課題に関する臨店指導を行い事務ミスの極小化を図っております。

引き続き、こうした施策を継続して実施するとともに、各種研修の実施、正確な事務処理の徹底、精査・検印体制の強化、実践的研修等を行い、事務リスク管理態勢の更なる強化を図ってまいります。

（３）法令遵守の体制の強化のための方策

法令等遵守態勢の整備・強化については、経営方針の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、営業店及び本部各部にコンプライアンス担当者を配置しております。

また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（推進計画）を策定し、態勢の整備・強化に向け、推進計画の実行、結果の検証、改善策の実施を繰り返すことにより、実効性の確保に努めております。

引き続き、こうした取組みを継続し、各施策の実施状況の検証や問題点の見直し等、PDCAサイクルに基づく評価改善を行ってまいります。また、コンプライアンス統括課職員による臨店等により、営業店への指導とモニタリングを強化し、不祥事件の再発防止策の徹底を図ってまいります。

① コンプライアンス委員会の機能強化

コンプライアンス委員会を開催（令和2年度は10月までに3回開催）し、コンプライアンスに抵触する事案の改善対応策・再発防止策の検討のほか、コンプライアンス関連規程・業績評価等についても活発に議論しており、同委員会の機能強化を図っております。

また、法令等遵守態勢や顧客保護管理態勢における事務ミス・苦情等の問題点の整理、原因分析・改善対応策・再発防止策についても同委員会で検討し、職員へ周知しており、より深度ある議論や審議を行うよう取り組んでおります。

② マネーロンダリング等防止態勢の強化

当組合で取扱う金融商品・サービス、お客様との取引形態、お客様の居住する国・地域やお客様の属性等について、「マネーロンダリング・テロ資金供与防止態勢に係る点検表（リスク評価書）」を作成し、当組合自らのリスクを特定・評価した上で、現状把握に努めております。

また、担当役員、関連部署で構成するマネーロンダリング・テロ資金供与防止に係

るプロジェクトチームを立ち上げ、必要な協議を行うとともに、コンプライアンス統括課にAML／CF Tオーディター及びオフィサーの資格を保有する職員を配置し、本部及び営業店の管理職、窓口係長等に対しては「マネロン対策実践講座」（通信教育）の受講を義務付けるなど、態勢整備に取り組んでおります。

令和2年度も、コンプライアンス・プログラムに「マネロン及びテロ資金供与対策に係る態勢の強化」を盛り込み、コンプライアンス担当者連絡協議会のほか、啓発ビデオ研修や理解度テストの実施、コンプライアンス統括課職員の臨店指導などを通じて、マネーロンダリング・テロ資金供与防止に対する態勢強化を図っております。

加えて、リスク評価書やギャップ分析の見直しを実施するとともに、高リスク顧客を特定した上で実態調査を行うなど、高リスク顧客リストの検証も実施しております。

外国送金については、お客様から徴求した関係書類をイメージ管理システムに登録し、氏名・国籍・送金先国名などにより、検索が可能な状態によるデータ保存を実施しているほか、外国人の取引時確認において、在留期限を管理項目へ新たに追加するなど、態勢強化に取り組んでおります。

こうした取組みをリスクの特定や評価対応に活かしていくとともに、リスクに見合った低減策を講じ、関連部署と連携してマネーロンダリング等防止態勢の強化を図ってまいります。

③ リーガルチェック態勢の強化

取扱業務や商品内容の多様化・複雑化が進む中、お客様からの信用・信頼を得るためには、取扱業務や商品の法的適合性を確保し、トラブルや訴訟案件の発生を未然に防止することが重要となっております。

このため、コンプライアンス統括課を中心に顧問弁護士とも連携し、「リーガルチェック規程」に則ったチェックを実施するとともに、新たな法改正や制度改正等に係る情報について、逐次営業店に発信し、リーガルチェック態勢の強化に向けて取り組んでまいります。

④ コンプライアンス担当者連絡協議会の機能向上

コンプライアンス・プログラムの実効性の向上に努めるため、全部店にコンプライアンス担当者を配置するとともに、全部店における法令等遵守への取組状況の平準化とコンプライアンス・プログラムの進捗状況の確認を目的とした「コンプライアンス担当者連絡協議会」を設置し、定期的に開催しております(令和2年度は10月までに1回開催)。

営業店等におけるコンプライアンス上の課題や問題点等を調査、分析し、その結果を基に活発な意見交換を実施し、相互理解の場となるよう取り組んでおり、同協議会の機能向上に努めてまいります。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

当組合では、理事会の諮問機関として、「経営諮問会議」を設置し、外部有識者より経営全般について助言・提言をいただき、これを経営に反映させることにより、経営の客観性・

透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っており、平成 22 年 12 月に第 1 回を開催し、令和 2 年 7 月までに 20 回開催しております。

なお、経営諮問会議には元大学教授（金融機関OB）、公認会計士、地元経済界 2 名に加え、平成 30 年度からは金融機関の役員経験者が参加しており、計 5 名の有識者で構成しております。

令和 2 年 7 月の同会議においては、コロナ禍における地域事業者への資金繰り対応の継続、IT を活用した非対面の営業活動の検討、外部機関等との連携による事業再生支援及び事業承継、新規創業者へのバックアップなど、有益な助言や提言をいただき、当組合の経営に反映しております。

このほか、経営に対する評価の客観性を確保するため、全国信用協同組合連合会より当組合の経営戦略や基本方針について客観的な立場での評価・助言、経営指導を受けており、経営の客観性・透明性を高めております。

（5）情報開示の充実のための方策

当組合は、「ディスクロージャー・ポリシー（情報開示に関する基本的な考え方）」を制定・公表し、適時適切かつ透明性の高い情報開示を行うとともに、お客様に、よりわかりやすく開示していくように努めております。

今後とも、当組合の経営に対する理解を深めていただき、経営の透明性を確保することを目的として、迅速かつ充実した経営情報を開示するとともに、積極的な営業活動に取り組んでまいります。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 中小規模事業者等向けの信用供与円滑化計画の進捗状況

令和2年9月期における中小規模事業者向けの貸出残高、及び総資産に占める割合の実績については、以下のとおりです。

【 中小規模事業者向け貸出残高の推移 】

(単位：百万円、%)

	H30/3月期 (計画始期)	R2/3月期 実績	R2/9月期				R3/3月期 計画
			計画	実績	計画対比	H30/3月期 比	
中小規模事業者 向け貸出残高	175,554	118,315	177,664	120,766	△56,898	△54,788	178,309
総資産	429,756	411,631	434,200	442,088	7,888	12,332	435,700
中小規模事業者 向け貸出比率	40.84	28.74	40.91	27.31	△13.60	△13.53	40.92

(注)・中小規模事業者向け貸出比率 = 中小規模事業者向け貸出残高 ÷ 総資産
 ・中小規模事業者向け貸出とは、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」別表第1における「中小企業等」から「個人事業者以外の個人」を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの
 政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

令和2年度は、経営方針として、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による中小規模事業者や個人事業主の皆様方に対する金融支援に注力することとし、スピード感をもって事業者の資金繰り支援や条件変更等の対応を行ってまいりました。当組合独自の支援策である「新型コロナウイルス感染症対策融資」のほか、山梨県・長野県信用保証協会や本年度5月に創設された実質無利子・無担保の制度融資を中心に、積極的な金融支援を展開し、上期は同感染症にかかる融資を179億円実行いたしました。

その一方、当組合では、平成30年度に策定した「経営改革プラン」に掲げた不良債権半減に向け、令和元年度は貸出債権売却（貸出債権売却142億円、うち中小規模事業者117億円）、貸出金の償却（部分直接償却13億円、うち中小規模事業者9億円）を実施したほか、令和2年度においては、不良債権比率を信用組合業界の平均値程度まで改善させる目標を定め、令和2年度上期に貸出債権売却（貸出債権売却80億円、うち中小規模事業者64億円）を実施しております。

このため、令和2年9月期の中小規模事業者向け貸出金残高は前期末比2,451百万円増加したものの、計画値に対しましては56,898百万円、貸出比率は同比13.60ポイント、いずれも下回りました。また、始期値に対しても同残高・比率は下回っております。

「第4次経営強化計画」には、不良債権処理に伴う残高の落ち込みは考慮していないことに加え、過去の反省を踏まえた新たな不良債権発生を抑制するための審査基準等の厳格化の影響もあり、計画値に対し大幅な乖離が生じております。

当然ながら、中小規模事業者向け貸出残高及び同貸出比率の目標達成は、当組合にとって最大の使命と考えており、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による中小規模事業者や個人事業主の皆様方に対する金融支援を継続するとともに、「第4次経営強化計画」に掲げた貸出金の増強策を着実に実践し、小口多数による融資推進を徹底してまいります。

また、令和2年度は、「貸出金増強による収益力の回復」を最大のテーマとした「令和2年度 業務計画」、8月には同感染症の影響が比較的少ない業種やアフターコロナを見据えたプロパー融資残高の増強計画を策定しております。ここに掲げた具体的な戦術や取組むべき事項を理事長による営業店長との1オン1ミーティングや役員による臨店指導などを通じて、営業店長をはじめ組織の隅々まで周知し、更なる営業力向上を図るとともに、目標管理・採算管理態勢を強化し、役職員一体となった推進活動を展開することで、計画目標の達成に向け取組んでまいります。

② 経営改善支援等取組計画の進捗状況

経営改善支援等取組の実績については、融資部融資課及び総合相談センターが中心となり、外部機関・外部専門家と連携したきめ細かな経営相談、早期事業再生等に取り組むとともに、担保・保証に過度に依存しない融資促進等へ積極的に取組んでまいりました。この結果、令和2年9月期における経営改善支援等取組率は計画及び計画始期の水準を上回りました。

【 経営改善支援等取組み推移 】

(単位：先、%)

	H30/3月期 (計画始期)	R2/3月期 実績	R2/9月期				R3/3月期 計画
			計画	実績	計画対比	H30/3月期 比	
経営改善支援等取組先数	387	412	411	402	△9	15	419
創業・新事業開拓支援先	31	35	45	30	△15	△1	48
経営相談先	99	191	157	190	33	91	157
早期事業再生支援先	118	49	51	45	△6	△73	51
事業承継支援先	5	4	8	4	△4	△1	8
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	134	133	150	133	△17	△1	155
期初債務者数	5,739	4,989	5,631	4,594	△1,037	△1,145	5,631
支援取組率	6.74	8.25	7.29	8.75	1.46	2.01	7.44

(注)・期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共団体」「雇用・能力開発機構等」「個人(住宅・消費・納税資金等)」を総債務者数から除いた数といたします。
・2008年7月企業支援部設置以降における「経営改善支援取組先」とは以下の取組先といたします。

(1) 創業・新事業開拓支援先

信用保証協会保証付「起業家支援融資」を取扱った先、新事業展開をサポートする先

(2) 経営相談先

経営改善指導に係る助言等を継続的に行っている先

(3) 早期事業再生支援先

経営改善計画の策定を支援し継続してフォローしている先、中小企業再生支援協議会と連携して

- 事業再生を継続して支援している先
- (4) 事業承継支援先
事業承継に係る相談に対し相談等を行った先
- (5) 担保・保証に過度に依存しない融資促進先
資金繰りの円滑化に向け ABL 手法の活用を行った先、売掛金見合い無担保融資「ネットワークローン」の取組みを行った先

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模事業者等向けの信用供与円滑化の方策

信用供与態勢の充実・強化に向けて、役職員が一丸となり、信用組合の原点に回帰した「足で稼ぐ」営業活動を積極的に展開し、中小規模事業者等のお客様への訪問営業を徹底しております。

また、総合相談センターを中心に農業などの成長分野への貸出推進に向けた取組み、外部機関との連携、及びコンサルティング機能の発揮による金融面での支援に取り組むとともに、経営改善や事業再生等支援を必要とするお客様に対しては、融資部融資課内の企業サポート担当職員が、実際にお客様を訪問し、経営の課題等について解決に向けた協議を行っております。

このうち、経営改善計画の策定を要するお客様に対しましては、当該部署が再生支援のノウハウを活かし、必要により外部の専門家とも連携しつつ、同計画の策定をサポートしております。

加えて、このような取組みに対応するには、職員のスキルアップ（営業力、提案力、コンサルティング能力等）が必要であることから、OJTや外部機関・外部専門家による研修を実施し、更なる人材育成に積極的に取り組んでおります。

なお、中小規模事業者向け貸出の増強については、毎日リアルタイムで営業統括部が計数目標管理を行っており、適時適切なフォローアップを実施して計画の達成状況把握に努めております。

② 創業又は新事業開拓、事業承継に係る支援等

ア. 新規顧客創造

総合相談センターでは、「山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォーム」のネットワークの活用や関係機関との個別連携により、各機関等との創業・新事業支援のための連携協力に取り組んでおり、各関係機関が開催する創業者向けのセミナーや相談会等の情報を取得し、営業店を通じてお客様に情報提供を行っております。

中小規模事業者向けの国や県の補助制度につきましても、関東経済産業局や山梨県産業労働部等と連携し、お客様からの補助金活用相談への対応や補助金申請へのサポートに取り組んでおります。

令和2年度においては、山梨県中小企業団体中央会、山梨県よろず支援拠点、甲府商工会議所等の各団体が主催する説明会・会議に出席し情報収集に努めるとともに、創業・起業を対象にした山梨県信用保証協会の保証制度「エール」をはじめ、女性起業家を対象とした「エール・ウーマン」「エール・ステップ」等を積極的に活用し、新規貸出先の開拓推進に取り組んでまいりました。

今後も、こうした連携や交流を活かして、総合相談センターがコンサルタント機能発揮の拠点となり、各営業店とのネットワークを有効に発揮し、創業・新規事業への支援に取り組む中で、新規顧客創造に結びつくよう活動してまいります。

また、相談対応や営業店情報の集約、各関係機関との連携協力の中で把握した情報などを基に、独自商品の充実等にも取り組み、新たなお客様の獲得に努めるとともに、補助金申請につきましても、外部機関や外部専門家等の協力を得ながら、お客様や職員に対する説明会の開催や補助金の申請支援を更に強化してまいります。

イ. 事業承継支援態勢の構築

事業承継の問題は、当組合のお取引先であります中小規模事業者にとって喫緊の課題となっており、当組合としても積極的に取り組む必要があると認識しております。

このため、来所相談、出張相談及び営業店からの依頼に基づく訪問相談などによる対応のほか、「山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォーム」のネットワークを活かし、関係機関等（*）と連携し、これらの団体が実施する事業承継関係の各事業に積極的に協力する中で、お客様への情報提供や専門家による無料相談会等の斡旋などに取り組んでおります。

（*）やまなし産業支援機構、山梨県中小企業団体中央会、県内2つの商工会議所、山梨県商工会連合会及び県下22の商工会

平成30年度から、山梨県産業労働部が中心となって新設した「山梨県事業承継ネットワーク会議」への参画により、各営業店が「事業承継診断票」の作成に取り組んでおり、各営業店から提出された診断票を基に優先対応先を選定し、それぞれの対応方針を決定の上、事業承継支援に着手しております。令和2年度も引き続き、「事業承継診断票」の作成を進めるとともに、優先対応先の洗い出しと対応を進めております。

そのほか、廃業も視野に入れているお取引先には、やまなし産業支援機構と連携した事業引継ぎ窓口を利用して善後策やM&Aの対応を図っております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等

ア. 動産担保融資への取組強化

動産担保融資への取組みにつきましては、商用車担保ローン、太陽光発電設備のガイドラインを作成し、太陽光発電設備の動産担保等の設定を行うなど積極的に対応するとともに、本部主導で在庫や売掛債権を担保とした動産担保融資の取扱いを指導し、営業部店での活用を進めてまいりました。

また、知的財産の活用につきましては、「知財ビジネス評価書作成支援」の公募情報を営業店に通知し活用を促すとともに、やまなし産業支援機構知財総合支援窓口事業を活用し、知財専門家（弁理士）派遣サポートなどを行ってまいりました。

この結果、お客様の知財ビジネス評価書を受領した取組みのほか、実用新案登録を完了した取組みなど、知的財産を活かした担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等に取り組んでおります。

今後も、ものづくりの場で知財評価等が増加することが予想されるため、外部専門

家とも連携しながら、営業担当者が営業の一環として動産担保を提案できるよう研修を行うとともに、本部の同行訪問等によるOJTを実施するなど、動産担保融資への取組強化を図ってまいります。

イ. 経営者保証ガイドラインを踏まえた融資への取組み

経営者保証に関するガイドラインにつきましては、「経営者保証に関するガイドラインの適用マニュアル」を策定し、各営業店の管理職及び営業担当者全員を対象に説明会を開催し周知徹底を図っております。

また、令和元年12月には、「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、新たに「経営者保証に関するガイドライン」の特則が策定・公表されたことを受け、事業承継時の経営者保証においては、原則、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めない取扱いといたしました。

引き続き、同マニュアルの趣旨を踏まえた上で、中小規模事業者への新規融資に対する適用、回収局面における保証解除等に対して真摯に取り組んでまいります。

④ 経営改善支援への取組強化

当組合は経営改善の可能性が高いと認められるお取引先に対して、所管部署である融資部融資課及び総合相談センターが中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営改善支援及び早期事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

また、中小規模事業者への訪問等を通じた業況モニタリング、同事業者の顧問税理士と連携したキャッシュフロー検証等などの財務分析による状況把握を踏まえて、経営改善計画の策定支援を実施しております。

引き続き、対象先を選定し、経営改善支援の取組みを実施するとともに、中小規模事業者への支援を強化するため、本部と営業店の間で定期的な意見交換等を行い、緊密な連携と意思疎通により実効性の高い効果的な経営改善支援体制を構築してまいります。その際には、中小企業診断士・税理士・外部支援機関等との更なる緊密かつ重層的な連携を図ることで認定支援機関としての活動を強化してまいります。

⑤ 人材の育成

融資担当者及び役席者の審査・管理能力等のスキルアップを目的に、全国信用組合中央協会や山梨県信用組合協会が主催する研修会に積極的に職員を派遣しております。

また、融資スキルアップ研修等を通じて営業店職員のレベルアップに努め、目利き力の向上を図ってまいりましたが、戦力化のための人材育成については不足しており、外部機関・外部専門家と連携した人材育成が必要と認識しております。

令和元年度は、(株)タナベ経営による「事業性評価トレーニング研修」を3回開催したほか、定期的なOJT等によるノウハウの承継や顧客対応力向上に向けた人材育成を図ってまいりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外部機関からの講師派遣による集合研修等が困難な状況にあることから、専門家派遣による各種相談において、営

業店職員を同席させ、相談事業者の課題や今後の対応に係る認識を共有することにより、目利き力の向上を図っております。

今後も、外部機関・外部専門家と連携した研修等を開催し、企業の強みの掘り起こしや収益確保の方策等、お取引先の状況把握に長けた人材の育成に努めるとともに、研修後のフォローアップ方法も検討し、業務への浸透を図ってまいります。

(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

- ① 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策
取引先企業に対する定期的なモニタリング実施により、お取引先が抱える経営課題をいち早く把握することで、課題の早期解決により経営改善の実効性を高め、お取引先の財務状況の改善に努めております。

当組合は、「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新等支援機関に認定されており、商工団体等関係機関と緊密な連携のもと、中小規模事業者の経営革新への支援、新事業展開への支援及び経営力向上のための支援並びに創業支援等に取り組んでおり、認定支援機関として外部機関・外部専門家との連携により中小規模事業者の経営改善支援への取組強化を図るため、各行政機関が個別に実施する各種支援策の有効活用に取組んでおります。

具体的な取組みとしましては、営業店の担当者に対して、補助金とその詳細が一目でわかる「各種補助金及び助成金一覧」及び専門家派遣事業をまとめた「専門家派遣一覧」を作成・配付し活用を促しております。

令和2年度は、新型コロナウイルス対策関連施策として、持続化補助金のほか、やまなしグリーンゾーン機器購入支援金や家賃支援給付金等の情報を組合内LANを通じて発信し、営業店へ適時周知しております。更に、申請の際にもサポートを行うなど、補助金や専門家派遣の利用促進に向けて取り組んでおります。

引き続き、山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォーム及び山梨県よろず支援拠点等が行っている支援事業の活用を営業店へ周知し、各種補助金申請及び専門家派遣等のサポートに積極的に取組み、認定支援機関としての役割を発揮し、きめ細かなコンサルティング機能の強化に取り組んでまいります。

- ② 成長が見込める分野を通じての地域活性化に資する取組み

農業、医療介護福祉、環境等は市場拡大が期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識のもと、各分野に対する商品を開発し推進を図っております。

また、日本銀行の「成長基盤強化を支援するための資金供給」制度を利用した『けんみん信組「成長基盤強化支援制度」』を創設し、成長が見込まれる分野に係る地域の中小規模事業者の皆様へ、積極的な資金供給を実施しております。

加えて、平成30年2月には、山梨県、長野県及び両県の農業信用基金協会、農林水産長期金融協会と契約を締結し、「山梨県農業近代化資金」及び「長野県農業近代化資金」の取扱いを開始したほか、令和元年8月には、地域独自のニーズを捉えた小口無担保融

資商品として、「けんみん信組 峡東地域農業被害対策融資」の発売を開始いたしました。

更に、自然災害等により被害を受けた事業者を迅速に支援するため、同被害対策融資を体系化し、11月には「令和元年台風19号被害対策融資」を新たに指定いたしました。

令和2年度は、5月に農業者向け融資商品「けんみん信組（地域名）アグリサポート融資」、特定業種をターゲットとした融資商品「けんみん信組（業種名）エコサポート融資」の販売を開始いたしました。商品名に地域名や業種名を記載し、対象先を特定した融資商品として推進しており、繁忙期である夏期を避けた上で、長野県川上村エリア、県内峡東エリア、南アルプス市エリアなどの農業者等への融資推進活動を実施してまいります。

今後も、各商品のPRを強化するとともに、地道な訪問活動による情報収集やニーズの掘り起こし、お客様にとって最適なソリューションの提供、きめ細かな金融サービスの展開により推進を図っていくほか、お客様の利便性向上の観点から商品自体の見直しについても検討してまいります。

③ 地方創生への取組み

当組合では、県や各市町村の取組みに基づく構想や事業推進へ積極的な参画を行っており、産業面では「山梨県産業立地推進員」として、県との地域情報の共有を進めるとともに、「山梨県IoT推進ラボ」事業では構成機関として事業に参画しているほか、県下各市町村及び長野県川上村の地方版総合戦略策定並びにその推進に参画しており、各営業店の営業店長をはじめ、営業統括部及び総合相談センターがメンバーとして協力しております。

また、総合戦略の主要事業となる移住・定住促進施策では、山梨県との協定に基づき、各営業店及び総合相談センターに「移住・定住相談窓口」を設け、相談対応を開始するとともに、県の「甲斐適生活応援隊」の構成機関として参画するなど、定住促進に向けた協力を実施しております。

そのほか、生活環境面においては、「地域の高齢者等の安心・安全な生活環境づくりに向けた協定」により、異常発見通報や安否確認など、地域の見守り活動を行っております。

更に、市町村総合戦略の「しごと創生」の一つの柱となる創業支援に関する市町村との連携においては、各市町村の認定計画に基づき、各営業店及び総合相談センターで創業相談を実施するとともに、市町村が開催する創業等の個別相談会に職員を派遣して相談対応を実施するなど、様々な対応を行っております。

令和2年2月には、「公益財団法人 産業雇用安定センター」と連携協定を締結し、人材不足に悩む事業者を支援する態勢を構築いたしました。これを積極的に活用し、求職者と企業側のマッチングを図り、地方創生に繋げてまいります。

今後も関係営業店及び各市町村と連携した創業融資相談を積極的に実施するとともに、中小規模事業者への支援など地域密着型の金融機関としての特性を活かして、地域のまち・ひと・しごと創生に取組み、地方創生での連携推進を図ってまいります。

地域経済の発展なくして、当組合の発展はなく、地域の経済活動や産業活動を金融面

から支えるべく、総合相談センターを中心に、地方創生へ向けて積極的に取り組んでまいります。

6. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

(1) 経営管理に係る体制

① 経営強化計画の確実な履行の確保

経営強化計画の進捗状況につきましては、「経営強化計画等進捗管理委員会」を毎月開催し、施策の実施状況を管理しております。

同委員会では、計画の進捗状況の確認及び実行された施策の検証・チェックを行うとともに、必要に応じて改善策等を協議する体制としており、経営強化計画の進捗に遅延が生じるおそれがある場合は、その対応について協議し、役職員が一体となって計画達成に向けて取り組んでおります。

また、同委員会では、①営業戦略会議における協議結果の報告及び個別営業店毎の課題に対する取組状況の把握と本部の指導内容の適切性の検証、②委員会において出された改善対応策や役員からの指示事項については、所管部署より、その対応状況・改善策の取組状況等を次回以降の委員会における協議項目として説明・報告することを必須として、継続して委員全体で協議、③確実にトレースを行う枠組みとして、「施策への取組み」－「進捗協議」－「改善策検討」－「施策・改善策への取組み」といったPDCAサイクルの実践等を行っており、会議の概要は全営業店長に開示し、情報の共有化に努めております。

今後も参加メンバーや会議運営のあり方など、随時見直しを行い、会議の実効性確保に努めてまいります。

② 内部監査体制の充実

理事会は「内部監査基本方針」を制定するとともに、内部監査部署である監査部を理事会直轄の組織として、その独立性を確保しております。監査部は、当方針に基づく監査を通じて、各部門における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点が発見された場合には指摘のみにとどまらず、被監査部門と関連所管部に問題点に対する改善の提言を行っております。

また、営業店の監査結果により発見された問題点等については、隔月で開催する「事務改善・監査報告協議会」を通じて本部関連部署と問題点等の共有化と改善対応策の協議を行い、改善対応結果について監査部に報告する体制としております。監査部では内部監査指摘項目について、フォローアップ検証の実施による改善への取組状況と改善状況の確認を行っております。

引き続き、こうした内部監査体制を継続し、PDCAサイクルを実践していくことにより、内部監査機能の更なる充実に取り組んでまいります。また、内部監査項目の見直しを継続するとともに、外部研修派遣による監査員の専門知識、内部監査能力の向上に努めてまいります。

③ 苦情処理、紛争解決措置

「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）」の創設に伴い、なお一層の顧客保護の充実及び金融商品・サービスに対する顧客の信頼性向上を目的として、内部管理態勢を整備するとともに、顧客サポートに関する規程・マニュアル等を制定しております。

当組合との取引に関する苦情等については、当組合のほか、山梨地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所をはじめとする他機関でも受け付けることとしており、お客様からの苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めております。

なお、当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要は、当組合ホームページに公表しております。

（２）各種のリスク管理の状況

各種リスク全般を管理する「ALM委員会」の組織体制、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、オペレーショナル・リスク管理態勢については、「4.（２）リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

以上